成年後見制度の課題と
状況に応じた様々な選択肢

Ⅰ．認知症患者の状況と成年後見制度利用状況

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分になった場合、親族等が家庭裁判所に申立てすることにより、選任された後見人が本人（被後見人）に代わって、財産上の保護や身上監護等の支援を行う制度である。（詳細は「成年後見制度の基礎知識」参照）

（1）認知症患者の推移と成年後見制度の利用状況(厚生労働省資料)

厚生労働省の資料によると、認知症患者数は2015年、2020年は推計数値であるが、成年後見制度の利用状況は、わずか３％～４％程度で大きな増加は見られない。
（詳細は「統計から見た成年後見制度」参照）

（万人）

年	認知症	成年制度	利用率
2012	462		
2013		17．7	
2015	525	19．1	3．6%
2018		21．8	
2020	631		

（２）成年後見制度申立ての主な動機(裁判所資料：2018.1～2018.12)

動機の主な理由は以下のとおりである。

動機の内容	割合（率）
①　預貯金などの管理・解約	４２．０％
②　身上監護	２０．５％
③　介護保険契約	９．８％
④　不動産の処分	９．３％
⑤　相続手続き	８．４％

「預貯金の管理・解約」と「身上監護」が６割以上を占めており、これらの理由で親族等が家庭裁判所に申立てをしていると思われる。

２．成年後見制度をなぜ利用しないのか

成年後見制度を利用しない主な理由としては次のような内容があります。（新聞記事、当事者からの情報など）

（1）申立て手続きが煩雑で費用もかかる。

法定後見人申立てに必要な書類は、以下の書類を収集・作成する必要があります。（家庭裁判所で確認願います）

①　家庭裁判所の窓口で書式を取得して作成するもの
（申立書から親族の同意書まで７種類の書式を作成）

②　財産の状況に応じて取得する書類提出
（銀行預金の通帳コピーや残高証明書等4種類以上）

③　本人や親族の情報を取得し提出
（本人の戸籍謄本や成年後見用の病院の診断書など5種類以上）

このように申立て手続きは、親族が収集・作成するには煩雑であること、専門家に依頼すると費用がかかることから利用を躊躇する場合が多い。

また、申立手続きには、２万円（戸籍、診断書、裁判所費用等）ほどかかることと、鑑定が必要な場合はさらに鑑定費用がかかる。（５万～１０万円）

これら手続の手間を省くため、司法書士や弁護士に委任すると１０万円～２０万円程度の委任料がかかる。

（２）第三者（専門家）に（夫など親族の）資産を預けたくない

見知らぬ専門後見人などに夫婦等の家計が管理され、預貯金その他の財産は全て財産目録にするため、夫婦のプライバシーがなくなる。

また、収支計算を合わせ、年1回成年後見監督人や家裁に報告をしなければならない。

贅沢をしようにも、旅行や高価な買い物などはあらかじめ後見監督人や裁判所に相談しなければない場合があり、自由がきかない。

このように、自由に自分たち（この場合は夫婦）の財産を使えないなどのおそれがあるためなどが理由として挙げている。

（３）一生涯かかる後見人への報酬の負担が大きい

　親族以外の専門職後見人が選ばれた場合、後見人に報酬を毎月支払うこととなります。（実際は年１回）

　目安は、月２万～６万円（管理財産額により異なる）ですが、年間で２４万～７２万円でこれが一生涯かかるということとなります。

　成年後見制度を一度利用し始めると、止めたいと思っても、辞めることは、相当の理由がない限り、認められません。

　今後収入が増える見込みがない場合、貯金から医療費や生活費が毎月目減りしてしまうので、高齢者には不安であるとともに、死活問題ともなります。

３．その他、成年後見制度活用の留意点

（1）親族後見人は遺産分割の代理ができない。

後見人になった親族自身が相続人である場合、自らも遺産分割をする立場にあるため、被成年後見人と利益相反関係になり、代理行為をすることができないこととなる。（親族の立場によっては可能）

（２）成年後見人をつけても自由に遺産分割できない

成年被後見人の財産については家庭裁判所の管理下におかれるため、本人の財産を守るような協議内容にしか応じることはできないということとなります。

目安として本人の法定相続分の割合と同等かそれ以上であれば応じることができ、それ以下では応じることができないということとなります。

相続税を低く抑えるような遺産分割や、分割割合は下がるが預貯金のみにしたいと思っても自由にできないこととなります。

（３）任意後見制度の課題

任意後見制度は、本人の判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる後見人を決めて契約をすることができる。

① 手続きとしては、

・任意後見の契約は、公正証書にしなければならず手続きが必要であること。

・本人の判断能力が低下した場合、裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしなければならにこと

② 課題としては

・手続きが煩雑であること

・手続きを専門家に委任すると費用がかかること

・任意後見監督人に毎月の報酬がかかること

・財産目録の作成や毎月の収支管理、身上介護などが任意後見人の負担となる。

４．成年後見制度の課題を軽減するための選択肢

成年後見制度の課題を軽減するための選択肢として、本人の「判断能力が不十分になった後」と「判断の能力が不十分になる前」に分けて検討した。できる限り、判断能力が不十分になる前に準備しておくことが望ましい。

《　本人の判断能力が不十分となった場合　》

（1）後見制度支援預金の活用（経済的負担の軽減）

家庭裁判所に後見開始の申立てをした場合、裁判所では本人の財産を適正に管理するため、預貯金が概ね1,200万円以上ある方については、以下の３つの選択肢がある。

①　後見制度支援預金の利用
②　後見制度支援信託の利用
③　①又は②を利用しない場合は、専門職後見人又は専門職後見監督人を選任する。

これまで説明したように、後見制度を利用しない理由に「第三者（専門家）に（夫など親族の）資産を預けたくない」「一生涯かかる後見人への報酬」などがありました。

これらの課題に対応する制度として、①の「後見制度支援預金」の活用があります。

後見制度支援預金のメリットは以下のとおりである。

① 専門職後見人の選任が必須ではない。
② 預入金額の下限がない。（支援信託では、1千万円以上と定められている金融機関もある）
③ 費用がほとんど発生しない。（口座開設で5,000円程度）
④ 窓口が身近にあるため利用しやすい。（信用金庫、信用組合、銀行等）

当初の、申立て費用は必要ですが、親族後見人が選任されると毎月かかる専門職後見人の報酬なども不要となる。

（２）成年後見制度の市町村長の申し立てと利用支援事業の活用（経済的負担の軽減と親族後見人がいない場合など）

成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立経費や後見人の報酬を負担できないなど、さまざまな理由で利用できない人がいます。このような人々の成年後見制度の利用を公的に支援する制度があります。
（詳細は「法定後見の申立て手続き」参照）

（３）遺産分割における法定相続分による分割（手続きの煩雑回避と経済的負担の軽減）

遺産分割協議を目的とした成年後見制度の利用は、統計資料を見ると８％程度ある。

しかし、なぜか遺産分割協議を必ずしなければならないと思われがちであるが、むしろ法定相続分通りに分けるのが原則で、遺産分割によって分け合うほうが例外なのである。

遺産分割協議をした方が不動産などの単独相続など柔軟にい決められるのでメリットがあります。法定相続分で分けた場合には、共有の所有となるという課題があります。

認知症の相続人がいる場合、成年後見制度を利用する以外に方法はないのではなく、状況次第では法定相続分による分割方法も可能である。

（４）認知症患者の親族の預金引出しに指針（全国銀行協会）

2月17日の新聞で「認知症　親族の預金引出しに指針」（全国銀行協会）について書かれてていた。

成年後見制度の利用を求めることが基本としつつ、法的な代理権を持たない親族への対応時の考え方を示している。

① 本人が認知判断能力を面談や担当医の聴き取りで確かめる。（診断書がない場合、複数の面談や書類確認などをする）

② 親族の引出しが「（預金者）本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じられることが考えられる」との判断基準を示した。

＊本報告書では、本人のためのお金として医療・介護関連費と生活費を例示。

医療関係費用は、請求書や親族払いの領収書などで、使途確認が必須という。

生活費は、過去の実績や家賃・食費などの内訳を親族に伝えてもらう方法をあげた。

しかし、金融機関により扱いが異なるので実際は確認が必要。

（５）後見制度未利用の場合の金融機関への実務上の対応

全銀協の「認知症患者の親族の預金引出しに指針」が出されたことにより、金融機関の対応も改善される可能性があります。

実際の実務では、「親が認知症になって、立て替え費用もかさんでいるし、後見人をつけると費用もかかるし、なんとかならないか」というケースがあるのも事実である。

これら場合の方法として

① 銀行に事実を説明して、払い出し方法を相談する。

・本人のために立て替えたことを示す請求書や領収書を提示

・相続人全員で、銀行に迷惑話かけない旨一筆書く。

・おぼろ認知症の場合、返答できる状況により、本人の意思を確認する（銀行担当者に本人のところへ来てもらう）

② カードがあれば、本人のための費用をカードでおろす。

・本人のために使ったことを証する、請求書、領収書を管理しておく。

・カードが無い場合、本人からの委任状を通じてお金をおろす。この場も、請求書、領収書を明示する。

《　まだ判断能力がある場合　》

財産管理や自分の生活維持が困難な状況だが、判断能力はある場合、信託契約により老後の課題を解決する方法や、福祉関係機関等による日常生活自立支援の利用契約を締結する方法等があります。

（1）家族信託の活用（本人が希望する財産の活用や承継が可能）

家族信託とは、自分で自分の財産管理をできなくなってしまった時に備えて、家族に自分の財産の管理や処分をできる権限を与えておき、自己や家族の安定した生活が送れるようにする契約方法を言います。（「家族信託の基礎知識」参照）

① 主なメリット

ｱ. 家族信託で本人の判断能力が不十分になっても適切な財産の管理、処分ができる

ｲ. 自分の死後、次受益者として配偶者などを指定することが可能。

ｳ. 自分の思った通りの資産承継を実現できる。

②　主なデメリット

ア．専門家が少ないこと及び費用がかかること。

・家族信託の実績を積んでいる専門家が少ない

・専門家に依頼した場合の費用及び登記・公正証書作成等の必要経費が必要となる。（専門家に委任：20万～、公正証書作成：10万～20万円、登記費用：10万～20万円）

イ．財産管理や運用ができる親族等がいない

家族信託の受託者を誰もやりたがらない場合があります。毎月の収支管理、不動産の管理や税金申告など責任をもって煩雑な業務ができる親族等がいない場合は家族信託自体ができない。

ウ．両親に契約の同意を取りにくい。

不動産の名義を変えたり、預貯金などを管理されるなど、自分の財産がとられてしまうのではないかという不安により、同意が得られない場合がある。

③　家族信託活用のケース

ｱ.　両親などの認知症対策に活用

両親が認知症になった時にも、両親のために子どもが預金を下ろしたり、不動産を処分したりしたい場合には家族信託をしておくことで実現できる。

ｲ.　高齢の委託者（父親等）に代わり、不動産などの財産管理や安定した生活支援への活用。

父親としても、面倒な不動産管理や預貯金管理などの財産管理は子どもに任せることができ、収益や生活費などは自分が受け取ることがでるので、これまでと同様安定した生活を送ることができる。

ｳ.　「親亡きあとの問題」の財産管理と生活支援に活用

知的障がいがある子どもがいる場合に、頼れる親族などに、あらかじめ財産を信託しておき、親なきあとには信託した財産から障害のある子のためにお金を使ってもらうことができる。

④　家族信託のイメージ

・委託者　財産の所有者、財産を預ける人
・受託者　財産を預かり、管理・処分する人
・受益者　財産の運用、処分で利益を得る権利（受益権）を有する人

＊受益者が現に存在するが、その意思決定や受託者への監督が事実上困難な場合、受益者のためにその代理人として、受益者が有する信託法上の一切の権利を行使する権限を有する者

（２）福祉関係機関等の連携（財産管理と身上監護支援が可能）

① 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用

判断能力が不十分であるために日常生活を営むのに支障があるものの、日常生活自立支援の利用契約を締結す能力を有することが制度を利用する条件となる。

《支援内容》

ｱ. 福祉サービスを安心して利用するための支援

ｲ. 毎日の生活に欠かせない、お金の出し入れの支援

ｳ. 日常生活に必要な事務手続きの支援

ｴ. 大切な通帳や証書などの保管支援等

＊詳細はお近くの社会福祉協議会にお問い合わせ願います。

また、身近な地域包括支援センターへの相談するなどの方法もあります。